

医療機関受診が煩雑になる



保健衛生課長

マイナ保険証で最適な医療情報が得られる

栗島廣行 議員

健康保険証の廃止及び

マイナンバーカードに関する件について

問 医療・薬剤情報がマイナ保険証で確認できるとありますが直近の情報確認できますか。

答 直近の情報につきましては、1、2か月程度はタイムラグがありますので確認することはできません。

問 12月に75歳になる人の後期高齢者医療被保険者証はどうになりましたか。資格確認書、資格情報のお知らせはどうになりましたか。

答 後期高齢者医療制度につきましても、コンピュータ、IT等に不慣れという理由があり、マイナ保険証の移行につきましても一定の期間を有すると考えられます。基本的に後期高齢者医療につきましても、資格確認書を暫定的に交付する状況になっておりまして、資格情報のお知らせは、交付しない状況になっております。75歳到達や転入に伴う後期高齢者医療の加入者に対し、資格取得の届出が省略されていることから、マイナ保険証をお持ちの方は、令和7年8月の一斉更新以降は資格情報のお知らせの交付のみとなり、原則マイナ保険証のみでケ

スが想定されます。

問 資格確認書の有効期間は、最長5年のようですが、東秩父村は何年になりますか。有効期間はどこに規定してありますか。保険者の判断で延ばすことはできないでしょうか。

答 国民健康保険法施行規則で自治体ごとに期限を定められることになっておりますが、埼玉県では事務の標準化に向けての協議を随時行っており、その中で1年とする方針となったため東秩父村についても1年としました。

問 マイナ保険証を紛失した場合、医療機関に受診する場合はどのような手順で対応するのでしょうか。紛失した方が窓口に来庁した場合、即時に資格確認書を交付できますか。

答 紛失後、マイナンバーカードの停止手続きを警察署に遺失届、盗難届を提出します。その後、役場窓口でマイナンバーカード再発行の手続きを行います。再発行までの期間は、12月から最短5日程度で可能となっております。資格確認書交付申請を行った後、短期間で交付します。

紛失後、マイナンバーカードの停止手続きを警察署に遺失届、盗難届を提出します。その後、役場窓口でマイナンバーカード再発行の手続きを行います。再発行までの期間は、12月から最短5日程度で可能となっております。資格確認書交付申請を行った後、短期間で交付します。

高齢者等の見守り活動充実を！！

村長

支援を必要とする方が孤立しない地域づくり

高齢者等の見守り活動について

吉田泰明 議員



問 支援を必要とする人に対し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の具体的な活動についてお聞きします。

答 活動の一つに居宅介護認定者に対し居宅サービス計画の作成やサービスクリエーションを行っています。また、総合事業訪問型Aがあり、お手伝いが必要な方にヘルパーが生活援助を行っています。民生委員は高齢者支援を必要とする人に対し一番身近な存在であり、単身高齢者や高齢者世帯への訪問活動を随時実施し、実態把握に努めるとともに住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう相談に応じ、問題解決のため関係機関へ結びつけることを行っています。

問 地域の担い手として協力いただける活動状況をお聞きます。

答 東秩父お守り隊は、在住地域の見守り活動、ごみ出し支援等を、わしのごみ出し支援隊は、地域の介護予防を担っていたりしています。

問 地域の見守り活動として、地域包括支援セン

ター等に地域見守り担当職員を置く。また、区長をはじめ区の関係者に地域の見守り活動の担い手として協力をお願いすることが考えられます。具体的に地域包括支援センター等がリーダーシップを取り、見守り活動が地域において主体的に推進できるように、新たなネットワークを構成する必要があると考えますが、村長の意見を伺います。

答 支援を必要とする方が孤立しない地域づくりを第一に考えます。いずれも具体的などうするか、各課長が説明したとおり新たに支援する人たちの発見や見守りについて、あるレベルでは充実しているが、さらに精度を高めるために、10月中旬に会議を持たせていただきました。出席者は住民福祉課、保健衛生課、地域包括支援センター、社協及び民生委員正副会長3名です。新たに支援する人をどうやって手際よく発見するか、家庭訪問にも課題が多くあること等の話がありました。次回の会議では事業所等の見守り協力、区長や一般住民との連携をさらに深めるためにどうしたらよいか、それぞれの役割が十分果たせるよう進めていきたいと思

います。